

令和8年4月10日

山中理司様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表 03-3580-4111 (内線 4379))

行政文書開示請求について (意思確認)

標記について、下記のとおり確認を求めますので、本年4月17日(金)までに回答願います。

記

- 1 行政文書開示請求書の日付
令和8年3月31日(火)
- 2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付
令和8年4月3日(金)
- 3 行政文書開示請求書に記載された請求内容
法務省人事異動(令和8年4月1日付)、及び当該文書を報道機関に提供した際の決裁文書
- 4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について
請求のうち「法務省人事異動(令和8年4月1日付)」については、以下の文書を保有しています。
(1) 法務省人事異動(令和8年4月1日付けのもの)
また、請求のうち「当該文書を報道機関に提供した際の決裁文書」については、あなたの請求の趣旨が「当該文書を報道機関に提供した際の決裁鑑」という趣旨であれば、以下の文書を保有しています。
(2) 決裁鑑(令和8年4月1日付け異動に関するもの)
つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか別紙にて回答願います。
- 5 開示請求手数料について(補正を求める事項)
上記4の行政文書を請求される場合には、開示請求件数は1件、開示請求手数料は300円となります。
現在、あなたからは、開示請求手数料として収入印紙300円分を受領していますので、過不足はありません。

回 答 書

令和 年 月 日
氏名

令和8年4月10日付け「行政文書開示請求について（意思確認）」（以下「意思確認書」という。）について、以下のとおり回答します。

※チェックを入れて回答願います。

- 意思確認書記4（1）の行政文書の開示を求める。
- 意思確認書記4（2）の行政文書の開示を求める。
- 本件開示請求を取り下げる。